

○大洲市工事請負契約約款 新旧対照表（令和8年4月1日）

新	旧
<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（契約の保証）</p> <p>第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>（1） 契約保証金の納付</p> <p>（2） 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供</p> <p>（3） この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、又は発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証</p> <p>（4） この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証</p> <p>（5） この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険</p> <p>2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。</p> <p>3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。</p> <p>4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付する場合は、当該保証は第54条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。</p> <p>5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>6 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、</p>	<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（契約の保証）</p> <p>第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>（1） 契約保証金の納付</p> <p>（2） 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供</p> <p>（3） この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、又は発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証</p> <p>（4） この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証</p> <p>（5） この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険</p> <p>2 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。</p> <p>3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付する場合は、当該保証は第54条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、</p>

新	旧
<p>保証の額の減額を請求することができる。</p> <p>第 5 条～第 34 条 (略)</p> <p>(前金払及び中間前金払)</p> <p>第 35 条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の 4 以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。</p> <p>2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</p> <p>3 発注者は、第 1 項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。</p> <p>4 受注者は、第 1 項の規定による前金払の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の 2 以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>5 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>6 受注者は、第 38 条に規定する部分払(年度を超えて施工する必要がある工事(債務負担行為又は繰越明許費に係る工事)については、各年度末の部分払を除く。)の支払いを請求した後にあっては、第 4 項の中間前払金を請求することができない。</p> <p>第 36 条～第 63 条 (略)</p>	<p>保証の額の減額を請求することができる。</p> <p>第 5 条～第 34 条 (略)</p> <p>(前金払及び中間前金払)</p> <p>第 35 条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の 4 以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。</p> <p>2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。</p> <p>3 受注者は、第 1 項の規定による前金払の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の 2 以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>4 第 2 項の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>5 受注者は、第 38 条に規定する部分払(年度を超えて施工する必要がある工事(債務負担行為又は繰越明許費に係る工事)については、各年度末の部分払を除く。)の支払いを請求した後にあっては、第 3 項の中間前払金を請求することができない。</p> <p>第 36 条～第 63 条 (略)</p>